独立行政法人農畜産業振興機構の 平成30年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人農畜産業振興模	幾構			
評価対象事業年	年度評価	平成30年度(第4期)			
度	中期目標期間	平成 30~34 年度			

2	. 評価の実施者に関する事	事項		
主	務大臣	農林水産大臣		
	法人所管部局	生産局	担当課、責任者	総務課長 川合 豊彦
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志

3. 評価の実施に関する事項

農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領(平成 27 年 4 月 27 日付け 27 評第 104 号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。)に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書(以下「自己評価書」という。)を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である生産局が法人の業務の実績評価(以下「評価」という。)を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。

なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。

4. その他評価に関する重要事項

TPP11協定等の発効を踏まえ、平成31年2月27日付けで中期目標を変更したことに伴い、中期計画及び平成30年度計画をそれぞれ同年3月19日付けで変更した。

様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定									
評定	B: 平成 30 年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況						
(S, A, B, C,	30)年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度			
D)	В								
評定に至った理由	評価を行った結果、小項目では3項目が a 評価、2項目が c 評価となり、中項目では2項目がA 記でおり、また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきB 評価とした。 (項目別評定の分布) 小項目では、108項目中 3項目が a 評価、91項目が b 評価、2項目が c 評価、評価対象外が 12中項目では、31項目中 2項目がA評価、22項目がB 評価、1項目がC 評価、評価対象外が 6 元項目では、8項目中 6項目がB 評価、評価対象外が 2項目	項目	がC評価となっ	たが、大項目の	評価は、いずれ	もB評価となっ			
	評価項目 (大項目)		評価						
	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとる	べき措置	В						
	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		В						

第3	予算、収支計画及び資金計画	В
第4	短期借入金の限度額	В
第5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	В
第6	第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	_
第7	剰余金の使途	_
第8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	В

2 注入全体に対する評価

2. 法人全体に対する記	李価
法人全体の評価	国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎に、経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、需給調整・価格安定対策、西日本を中心とした7月豪雨や相次ぐ台風、北海道胆振東部地震等多くの自然災害に係る国の要請を踏まえた畜産の緊急対策についても、的確に実施している。情報収集提供業務に関しては、外部の専門家等の意見を踏まえて、ニーズに対応した情報の重点化に取り組んでいる。TPP等政策大綱への対応については、TPP11協定等の発効後に円滑に事務が進められるよう、関係者への説明会の開催、砂糖類の調整金徴収手続のWeb化等に取り組んでおり評価できる。業務運営の効率化の項目については、業務経費(附帯事務費)や一般管理費を計画どおり削減している。また、調達等合理化計画に基づく契約の適正化、内部統制に係る平成27年度からの新たな取組についても、計画どおりに実施している。この他、砂糖勘定の繰越欠損金に関する借入コストの抑制、不要財産の国庫納付等についても、計画どおりに実施しており、総じて順調な組織運営を行っていると評価する。一方で、情報セキュリティ等に係る不適切な事案について、迅速に再発防止策を講じるなど適切に対応しており、総合評定に影響を与えるものではないと判断した。
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における	5主要な課題、改善事項など
項目別評定で指摘した課題、改善事項	 ・内部統制に係る体制については、今後とも、その定着をさらに図るとともに、有効性の観点から随時見直し・充実を図る必要がある。また、コンプライアンス上問題のあった事案が発生したことを踏まえて、速やかに再発防止策が講じられているが、平成31年3月に策定した内部統制に関する改善方針に基づくコンプライアンスの推進を含む具体的な対応方策を着実に実施する必要がある。 ・情報セキュリティについては、政府機関統一基準群等の改正を踏まえた関連規程等の見直し、標的型メール攻撃を想定した訓練、プロキシサーバの導入などの取組を行っており、重大なインシデントは発生していないが、今後も十分な対策を講じる必要がある。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	(有識者からの意見)・経費の削減目標について、独法化以降行われている毎年度一律の削減を今後も継続するとすれば、いずれ業務に支障が生じるのではないか。・情報収集提供業務については、学術的な面からも、専門家から高い評価を受けていることも評価できるのではないか。

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画(中期目標)	年度評価				項目別	備考	
	30年	31 年	32 年	33年	34 年	調書No.	
	度	度	度	度	度		
I. 国民に対して提供するサービスその	他の業績	务の質の	向上に関	員する目	標を達成	戈するため	とるべき
措置							
○1 畜産(肉畜・食肉等)関係業	В					1 - 1	
務							
(1)経営安定対策]]	
ア 肉用牛及び肉豚についての交						IJ	
付金の交付等							
◇(ア)肉用牛交付金の交付	bО					11	
◇(イ)肉用牛交付金の交付状況の	_					"	
公表							
◇(ウ)肉豚交付金の交付	-0					11	
◇(エ)肉豚交付金の交付状況の公	_					"	
表							
イ 肉用子牛生産者補給交付金の						1 - 2	
交付等							
◇(ア)生産者補給交付金の交付	bО					!!	
◇(イ)ホームページによる交付状	b					11	
況の公表							
◇ウ 畜産業振興事業	b					1 - 3	
◇(2)緊急対策	<u>b</u>					11	
○2 畜産(酪農・乳業)関係業務	В					1 - 4	
(1)経営安定対策						!!	
ア 加工原料乳生産者補給交付金						11	
の交付等							
◇(ア)生産者補給交付金等の交付	b O					<i>II</i>	
◇(イ)加工原料乳認定数量等に係	b					11	
る情報の公表							
イ 畜産業振興事業						1 - 5	
◇(ア)酪農対策	b O					11	
加工原料乳生産者経営安定対策							
事業に係る所要(当面の必要額)							
の基金造成							
◇(イ)補完対策	b					"	
酪農・乳業に係る経営安定対策を							
補完する事業の効率的かつ効果							
的な実施							

中期計画(中期目標)		年度評価					備考
	30年	31年	32 年	33年	34 年	調書No.	
	度	度	度	度	度		
(2)需給調整・価格安定対策						1 - 6	
ア 指定乳製品等の輸入・売買						IJ	
◇(ア)国が定めて通知する数量の	b					IJ	
指定乳製品等の全量の輸入入札							
(イ)国が指示する方針による指定						IJ	
乳製品等の的確な売渡し等							
◇①指定乳製品等の的確な売渡し	b					11	
◇②需要者との意見交換の実施に	b					"	
よる需要者の要望、意向の把握							
◇(ウ)価格騰貴等の場合における	b					"	
20 営業日以内の需要者へ売渡し							
の実施							
◇(エ)売り渡した輸入バターの流	b					IJ	
通計画等の公表							
◇(オ)売買実績に係る情報の公表	b					IJ	
◇イ 乳製品需給等情報交換会議	b					IJ	
の開催							
◇(3)緊急対策	<u>b</u>					1 - 7	
○3 野菜関係業務	В					1 - 8	
(1)経営安定対策]]	
◇ア 指定野菜価格安定対策事業	b O					IJ	
に係る生産者補給交付金等の交							
付							
◇ イ 契約指定野菜安定供給事業	b O					"	
に係る生産者補給交付金等の交							
付							
○ ウ 特定野菜等供給産地育成価	b O					IJ	
格差補給事業に係る助成金の交							
付							
◇エ 業務内容等の公表	b					"	
野菜価格安定制度の対象となっ							
ている各品目及び出荷時期毎の							
交付予約数量、価格等の公表							

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別	備考
		31 年	32 年	33年	34 年	調書No.	
	度	度	度	度	度		
◇オ セーフティネット対策の適	b					11	
切な対応							
◇カ 野菜農業振興事業の機動	b					IJ	
的・弾力的な実施							
◇(2)需給調整・経営安定対策	b					1 - 9	
野菜農業振興事業の機動的・弾力							
的な実施							
○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務	В					1 - 10	
(1)経営安定対策]]	
ア 砂糖関係業務]]	
◇(ア)甘味資源作物交付金の交付	b O]]	
◇(イ)国内産糖交付金の交付	b O]]	
◇(ウ)業務内容等の公表	b]]	
イ でん粉関係業務]]	
◇(ア)でん粉原料用いも交付金の	b O					"	
交付							
◇(イ)国内産いもでん粉交付金の	b O					"	
交付 		<u> </u>					
◇(ウ)業務内容等の公表 	b					JJ	
(2)需給調整・価格安定対策 		<u> </u>				1 - 11	
◇ア 砂糖関係業務 	b					JJ	
◇イ でん粉関係業務	b					IJ	
│	В	ļ 				1 - 12	
(1)調査テーマの重点化 						JJ	
◇ア 情報利用者等の参画を得て	b					IJ	
開催する委員会で出された意見							
等を踏まえた、調査テーマの重点							
化		ļ 					
◇イ調査報告会の開催、講演依頼	b					"	
への対応等の調査成果普及等の							
取組							
(2)需給等関連情報の迅速な提供						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
◇ア 情報の期間内の公表 	b					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
◇イ 情報利用者等からの問合せ	b					"	
等があった場合の迅速な対応							

中期計画(中期目標)	年度評価				項目別	備考	
	30年	31年	32 年	33年	34 年	調書No.	
	度	度	度	度	度		
(3)情報提供の効果測定等						"	
◇ア アンケート調査の実施	b					"	
◇イ 情報利用者の満足度	b					"	
◇ウ 情報提供内容等の改善等	b					11	
○6 TPP等政策大綱への対応	A					1 - 13	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を通	を成する	ためとる	べき措置	置			
○1 業務運営の効率化による経	В					2 - 1	
費の削減							
◇(1)業務経費の削減	b]]	
◇(2)一般管理費の削減	b					IJ	
○2 役職員の給与水準	В					2 - 2	
○3 調達等合理化	В					2 - 3	
随意契約の見直しに向けた計画							
的取組							
◇(1)「調達等合理化計画」に基づ	b					"	
◇(2)競争性、透明性の確保	b]]	
◇(3)監事への報告及び契約監視	b					11	
委員会による点検・反映状況							
○4 業務執行の改善	В					2 - 4	
(1)業務全体の点検・評価]]	
◇ア 業務全体の点検・分析を通じ	b					11	
た業務運営の的確な点検・評価							
◇イ 第三者機関による業務の点	b					"	
横・評価の実施							
◇ウ 第三者機関による業務の点	b					"	
検・評価結果に基づいた、必要に							
応じた業務運営への反映							
(2)補助事業の審査・評価	ļ					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
◇ア 事業の達成状況等の自己評	b					"	
◇イ 第三者機関による事業の審	b					"	
							
◇ウ 必要に応じた業務の見直し	b					11	

30 年 8	中期計画(中期目標)			年度評価	ī		項目別	備考
○5 機能的で効率的な組織体制の整備 2-5 ○6 補助事業の効率化等 B (1)透明性の確保 " ◇ア 補助事業についての事業実 b 施主体の選定への公募の実施		30年	31 年	32 年	33年	34 年	調書No.	
の整備 ○6 補助事業の効率化等 B 2-6 (1)透明性の確保 " ◇ア 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 " ◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表表の事業の実施 " (2)効率的な事業の実施 " ◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 " ◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施 " ◇エ 設置後3年目(ただし、肉用サ生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査を必要に応じた現地調査の実施でた現地調査の実施でおりまでの場別用状況の調査を必要に応じた現地調査の実施を表援する事業にあっては5年目までのものの利用状況の調査を必要に応じた現地調査の実施を表援する事業にあっては5年目までのものの利用状況の調査を必要に応じた現地調査の実施を表現する事務が理手続の迅速化を対象を表現する事務が理手続の迅速化を対象を表現する事務が理手続の迅速化を対象を表現する事務が理手続の迅速化を対象を表現する事務が理手続の過速化を対象を表現する事務が理手続の過速化を対象を表現する事務が理事業への適切な評価手法の導入を対象を表現する事務が理事業への適切な評価手法の導入を対象を表現する事務が理事業への適切な評価手法の導入を対象を表現する事務が理事業への適切な評価手法の必要に応じた改善等等を対象を表現する事務を表現する事務が理事業への適切な評価手法の必要に応じた改善等等を対象を表現する事務が理事業を表現する事務が理事業の対象を表現する事務が理事業を表現する事務が理事業を表現する事務が理事業を表現する事務が理事業を表現する事務が理事業を表現する事務が理事業を表現する事務が理事業を表現する事務が理事業を表現する事務が理事業を表現する事務を表現する事務が理事業を表現する事務が理事業を表現する事務が理事業を表現する。		度	度	度	度	度		
○6 補助事業の効率化等 B 2-6 (1)透明性の確保 " ◇ア 補助事業についての事業展更 施主体の選定への公募の実施 " ◇イ ホームページでの事業概要 及び採択した事業の概要の公表 b " (2)効率的な事業の実施 " ◇ア 事業ご使行管理システムに 基づいた進行管理システムに 基づいた進行管理の実施 " ◇イ 費用対効果分析・コスト分析 等の評価基準を満たしているものの採択 " ◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施 " ◇エ 設置後3年目(ただし、肉用 中生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 " ◇オ 事後評価 " ◇カ 事務処理手続の迅速化 かま解析等の補助事業への適切な評価手法の導入 " ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b "	○5 機能的で効率的な組織体制	В					2 - 5	
(1)透明性の確保	の整備							
◇ア 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 " ◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 " ◇ウ 事業説明会等の実施 " (2)効率的な事業の実施 " ◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 " ◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 " ◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施を対策を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施を対策を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施を対策を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を	○6 補助事業の効率化等	В					2 - 6	
施主体の選定への公募の実施	(1)透明性の確保						"	
◇イ ホームページでの事業概要 及び採択した事業の概要の公表 " ◇ウ 事業説明会等の実施 " (2)効率的な事業の実施 " ◇ア 事業の進行管理システムに 基づいた進行管理の実施 " ◇イ 費用対効果分析・コスト分析 等の評価基準を満たしている ものの採択 " ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施 " ◇エ 設置後3年目(ただし、肉用中生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 " ◇オ 事後評価 " ◇オ 事後評価 " ◇オ 事務処理手続の迅速化 b ◇オ 事務処理手続の迅速化 " ◇オ 事務処理手続の退速化 " ◇カ 評価手法の導入 " ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b "	◇ア 補助事業についての事業実	b					"	
及び採択した事業の概要の公表	施主体の選定への公募の実施							
表	◇イ ホームページでの事業概要	b					"	
◇ウ 事業説明会等の実施 b " (2)効率的な事業の実施 " ◇ア 事業の進行管理システムに 基づいた進行管理の実施 " " ◇イ 費用対効果分析・コスト分析 等の評価基準を満たしているものの採択 " " ◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施 " " ◇エ 設置後3年目(ただし、肉用 中生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 " " ◇オ 事後評価 " " ◇オ 事後評価 " " ◇オ 事後評価 " " ◇カ 事務処理手続の迅速化 りま評価手法の導入 " " ◇ク 評価手法の必要に応じた改善等等 " " ◇ケ 決算上の不用理由の分析 りまである。 " "	及び採択した事業の概要の公							
(2)効率的な事業の実施	表							
◇ア 事業の進行管理システムに 基づいた進行管理の実施 リ ◇イ 費用対効果分析・コスト分析 等の評価基準を満たしているものの採択 リ ◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施 リ ◇エ 設置後3年目(ただし、肉用 b 牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 リ ◇オ 事後評価 リ ◇カ 事務処理手続の迅速化 リ ◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 リ ◇ク 評価手法の必要に応じた改善等等 リ ◇ケ 決算上の不用理由の分析 リ	◇ウ 事業説明会等の実施	b					"	
基づいた進行管理の実施	(2)効率的な事業の実施						"	
◇イ 費用対効果分析・コスト分析 b 等の評価基準を満たしているものの採択 ー ◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施 ー ◇エ 設置後3年目(ただし、肉用 b 牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 リカ事務処理手続の迅速化 ◇オ 事後評価 ー ◇カ 事務処理手続の迅速化 カ事務処理手続の迅速化 ◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 カタ評価手法の必要に応じた改一等等 ◇ケ 決算上の不用理由の分析 カリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリ	◇ア 事業の進行管理システムに	b					"	
等の評価基準を満たしている ものの採択 ◇ウ 設置する施設等について必 要に応じた現地調査の実施 ◇エ 設置後3年目(ただし、肉用 b 牛生産の新規参入等を支援する 事業にあっては5年目)までのも のの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 ◇オ 事後評価 ◇カ 事務処理手続の迅速化 ◇キ 新規等の補助事業への適切 b な評価手法の導入 ◇ク 評価手法の必要に応じた改 ー 善等等 ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b	基づいた進行管理の実施		ļ					
ものの採択	│ │ ◇イ 費用対効果分析・コスト分析	b					"	
◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施 " ◇エ 設置後3年目(ただし、肉用 b 牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施でた現地調査の実施を対する事務処理手続の迅速化を対する事務処理手続の迅速化を対する事務処理手続の迅速化を対する事務処理手続の迅速化を対する事務の対する事業を対する事業を対する。 " ◇オ 事後評価を対する事務処理手続の迅速化を対する事務の対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する事業を対する。 " ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b "								
要に応じた現地調査の実施								
◇工 設置後3年目(ただし、肉用 牛生産の新規参入等を支援する 事業にあっては5年目)までのも のの利用状況の調査と必要に応 じた現地調査の実施 " ◇才 事後評価 " ◇力 事務処理手続の迅速化 b ◇キ 新規等の補助事業への適切 な評価手法の導入 " ◇ク 評価手法の必要に応じた改 善等 " ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b "		_					"	
牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 " ◇オ 事後評価 " ◇カ 事務処理手続の迅速化 " ◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 " ◇ク 評価手法の必要に応じた改善等 " ◇ケ 決算上の不用理由の分析 "								
事業にあっては5年目)までのも のの利用状況の調査と必要に応 じた現地調査の実施 ◇オ 事後評価 ◇カ 事務処理手続の迅速化 ◇キ 新規等の補助事業への適切 b な評価手法の導入 ◇ク 評価手法の必要に応じた改 ー 善等 ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b "		b					"	
のの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 ◇オ 事後評価 ◇カ 事務処理手続の迅速化 ◇ キ 新規等の補助事業への適切 b な評価手法の導入 ◇ク 評価手法の必要に応じた改 ー 善等 ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b "								
じた現地調査の実施 □ ◇オ 事後評価 □ ◇カ 事務処理手続の迅速化 b ◇キ 新規等の補助事業への適切 b " な評価手法の導入 □ ◇ク 評価手法の必要に応じた改善等 □ ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b								
◇オ 事後評価 - " ◇カ 事務処理手続の迅速化 b " ◇キ 新規等の補助事業への適切 b " な評価手法の導入 " ◇ク 評価手法の必要に応じた改 - 善等 " ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b "								
◇カ 事務処理手続の迅速化 b " ◇キ 新規等の補助事業への適切 b " な評価手法の導入 " ◇ク 評価手法の必要に応じた改善等 " ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b "			 					
◇キ 新規等の補助事業への適切 b " な評価手法の導入 " ◇ク 評価手法の必要に応じた改 – " 善等 ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b		— 	 					
な評価手法の導入								
◇ク 評価手法の必要に応じた改 — " 善等 ◇ケ 決算上の不用理由の分析 b		b					"	
善等			<u></u>					
◇ケ 決算上の不用理由の分析 b "		_					,,,	
		ե						
○ 7 ICT の活用による業務の効 A2 - 7								
O T IOT の活用による業務の効 A		A					2 – 1	
○8 砂糖勘定の短期借入に係る B2-8	○8 砂糖勘定の短期借入に係る	В					2 - 8	
コストの抑制	コストの抑制							

	中期計画(中期目標)	年度評価					項目別	備考
		30年	31年	32 年	33年	34 年	調書No.	
		度	度	度	度	度		
Ш	予算、収支計画及び資金計画							
	○1 財務運営の適正化	В					3	
	◇(1)収益化単位の業務毎の予算	b					IJ	
	と実績の適切な管理							
	◇(2)業務内容等に応じた適切な	b					IJ	
	区分に基づくセグメント情報の							
	開示							
	○2 資金の管理及び運用	В					IJ	
	「資金管理運用基準」に基づく、							
	安全性に十分留意した効率的な							
	運用							
IV	短期借入金の限度額							
	○1 運営費交付金の受入の遅延	_					4	
	等による資金の不足となる場							
	合における短期借入れ							
	○2 国内産糖価格調整事業の甘	В					"	
	味資源作物交付金及び国内産							
	糖交付金の支払資金の一時不							
	足となる場合における短期借							
	入れ							
	○3 でん粉価格調整事業のでん	_					IJ	
	粉原料用いも交付金及び国内							
	産いもでん粉交付金の支払資							
	金の一時不足となる場合にお							
	ける短期借入れ							
V	不要財産又は不要財産となることか	ぶ見込まだ	れる財産	がある	場合には	、当該則	才産の処分	分に関する
計		I	T	Τ	T	Τ	Γ	
	○1 緊急的な経済対策として補	В					5	
	正予算で措置された畜産業振							
	興事業の実施に伴う返還金等							
	の金銭による納付	D						
	○2 平成23年度予備費で措置さ	В					"	
	れた畜産業振興事業の実施に							
	伴う返還金等の金銭による納							
	付							

	中期計画(中期目標)	年度評価				項目	備考	
		30年	31 年	32 年	33 年	34 年	別調	
		度	度	度	度	度	書No.	
VI	前号に規定する財産以外の重要な財	産を譲	渡し、又	は担保に	こ供しよ	うとする	るときは、	その計画
		_					6	
VII	剰余金の使途							
							7	
VIII	その他主務省令で定める業務運営に	関する	事項					
	○1 ガバナンスの強化	В					8 - 1	
	(1)内部統制の充実・強化						11	
	◇ア 内部統制の推進	b					"	
	◇イ 役員会の開催	b					11	
	◇ウ 役職員間の意思疎通及び情	b					"	
	報共有化の推進							
	◇エ 内部監査の実施	b					11	
_	◇オーリスク管理対策の推進	b					"	
	◇カ 個人情報保護対策の推進	b					11	
	◇(2)コンプライアンスの推進	С					11	
	○2 職員の人事に関する計画	В					8 - 2	
	◇(1)職員の人事に関する方針	b					"	
	◇(2)人員に関する指標	b					11	
	(3)業務運営能力等の向上						11	
	◇ア 階層別研修の実施	b					11	
	◇イ 専門別研修の実施	b					11	
	○3 情報公開の推進	В					8 - 3	
	◇(1)照会事項への対応	b]]	
	(2)資金の流れ等についての情報						11	
	公開の推進							
	ア 畜産関係業務、野菜関係業務]]	
	◇(ア)機構からの直接補助対象者	b					"	
	等に係る情報公開の推進							
	◇(イ)生産者等への資金に係る情	b					"	
	報公開の推進							
	◇イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務	b					11	
	◇ウ 機構からの補助金により造	b					11	
	成された基金に係る情報公開							
	の推進							

30年 31年 32年 33年 34 度 度 度 度 度 度 度 度 度	年 調書No. ### ### ### ########################
◇工 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 b ○4 消費者等への広報 B (1)消費者等への情報提供 c ◇ア 広報推進委員会における広報 b 報活動の改善策についての検 b	8-4
れに係る情報公開の推進 ○4 消費者等への広報 B (1)消費者等への情報提供 ◇ア 広報推進委員会における広 b 報活動の改善策についての検	8-4
○4 消費者等への広報 B (1)消費者等への情報提供 b ◇ア 広報推進委員会における広 b b 報活動の改善策についての検 b	"
(1)消費者等への情報提供 ◇ア 広報推進委員会における広 b 報活動の改善策についての検	"
◇ア 広報推進委員会における広 b 報活動の改善策についての検	
報活動の改善策についての検	"
討	
◇イ 消費者の情報ニーズ、ホーム b	"
ページ、業務紹介用パンフレッ	
トに関するアンケート調査の	
実施	
◇ウ ホームページでの「消費者コ b	II .
ーナー」等の充実を通じた消費	
者等への分かりやすい情報提	
供の推進	
◇エ 消費者等の理解の促進を図 b	II .
るための消費者等との意見交	
換会等の開催	
◇(2)ホームページの機能強化 a	II .
○5 情報セキュリティ対策の向 C	8 - 5
上	
◇(1)情報セキュリティ対策の向 c	ll ll
上	
◇(2)緊急時を含めた連絡体制の b	II .
整備	
○6 施設及び設備に関する計画 -	8 – 6
〇 7 前期中期目標期間繰越積立 B	JJ .
金の処分	
○8 長期借入れを行う場合の留 -	II .
意事項	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。